

京都府ふるさと納税企画・運営業務に係る企画提案募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府（以下「府」という。）自らの努力によって必要な財源の一部を確保するとともに、府域の均衡ある発展を目指すための府内市町村に対する支援の強化及び地域の魅力の磨き上げ並びに地域の担い手と寄附者との交流促進等への寄与を目的に、府として令和5年10月からふるさと納税の募集の取組を強化（返礼品の提供による寄附募集の本格的な実施）することとしている。

本格的な実施に当たり、府及び府内市町村、事業者（生産者を含む。以下同じ。）との密接な連携の下、返礼品提供事業者及び返礼品（府が推進する「もうひとつの京都」エリアの返礼品を基本とする。以下同じ。）を増加させるとともに、返礼品については、寄附者に訴求する内容（タイトル及び写真、紹介文など、主にインターネット上での掲載内容）の充実などにより、府に対する寄附を増加させることが必要である。

併せて、ふるさと納税を活用することにより、地域の魅力の磨き上げ及び発信強化、地域の担い手と寄附者との交流促進等に寄与することで、京都府及び府内市町村のファン獲得、地場産業の振興、地域経済における好循環の創出につなげる必要がある。

こうした返礼品の企画開発、プロモーションなどふるさと納税の取組の推進に当たり、専門的な知見及び企画力等を活かすとともに、付随して発生する返礼品の受発注、寄附管理、事業者及び寄附者への対応について、円滑かつ効果的・効率的に進められるよう、ふるさと納税企画・運営業務を委託する。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都府ふるさと納税企画・運営業務
- (2) 業務内容 別紙「京都府ふるさと納税企画・運営業務 仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 委託上限額 寄附受入予定金額の10%（消費税及び地方消費税を含む。）

※京都府令和5年度6月補正予算額を基準とする。

（寄附受入予定金額1.8億円）

※「京都府ふるさと納税企画・運営業務 仕様書」の「5 業務内容の概要」及び「6 業務内容の詳細」に係る経費とする。（寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請に係る印刷及び郵送料、返礼品の調達代金・送料は含まない。）

※京都府令和5年度6月補正予算が京都府議会において議決されない場合は、契約を締結しないこととする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 スケジュール

内容	期日
募集要領等の配布	令和5年6月23日（金）から令和5年7月12日（水）
事前説明会 ※オンラインで実施	令和5年6月30日（金） 午前10時30分から午前11時30分 ※申込期限：令和5年6月29日（木）正午まで
質疑書受付	公募開始日から令和5年7月4日（火）午後5時必着
質疑書回答	令和5年7月7日（金）
第一次審査（書類審査）資料（企画提案書以外）の提出	令和5年7月12日（水）
第一次審査（書類審査）結果（第二次審査候補者選定結果）通知	令和5年7月18日（火）
第二次審査（プレゼンテーション審査）資料（企画提案書）の提出	令和5年7月25日（火）
第二次審査（プレゼンテーション審査）※府内を予定	令和5年8月上旬 ※詳細は第一次審査通過者に別途通知
第二次審査（プレゼンテーション審査）結果（候補者選定結果）通知	令和5年8月中旬 ※詳細は第一次審査通過者に別途通知

5 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部総務調整課
電話 075-414-5026 FAX 075-414-4048
メールアドレス somucho@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和5年6月23日（金）から令和5年7月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 第一次審査資料の提出

ア 企画提案応募提出書類（「企画提案書」以外）の提出期限：令和５年７月１２日（水）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（１）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前９時から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

② 第二次審査資料の提出

ア 企画提案書の提出期限：令和５年７月２５日（火）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（１）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前９時から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

6 事前説明会

(1) 開催日時：令和５年６月３０日（金）午前１０時３０分から午前１１時３０分まで

(2) 開催場所：オンライン

※参加URLは別途メールにて通知する。

(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、５（１）のメールアドレスあて提出すること。

(4) 説明会への申込期限：令和５年６月２９日（木）正午まで

7 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日から令和５年７月４日（火）午後５時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、５（１）に提出すること。

(3) 質疑書様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「京都府ふるさと納税企画・運營業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和５年７月７日（金）

(5) 回答方法：質疑書への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

8 応募書類

(1) 提出書類

別紙「企画提案応募提出書類一覧」のとおり ※提出期限に留意すること。

(2) 企画提案書の作成方法

「京都府ふるさと納税企画・運營業務に係る企画提案仕様書（作成要領）」のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報及びこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「選定基準」（第一次審査）及び「評価基準」（第二次審査）のとおり

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）の実施

「8 応募書類（企画提案書を除く）」について書類審査を実施し、第二次審査（プレゼンテーション審査）に進む提案者を5者程度に絞り込む。第一次審査（書類審査）結果はメール及び書面で通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）の実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時（8月上旬を予定）、場所（府内を予定）については、第一次審査通過者にメール及び書面により別途通知する。

(3) 評価方法

① 第一次審査（書類審査）

業務実施体制及び価格提案書、実績調書について、「選定基準（第一次審査（書類審査）採点表）」に基づいて書類審査を実施し、第二次審査候補者を選定する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「評価基準（第二次審査（プレゼンテーション審査）採点表）」に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)② 第二次審査（プレゼンテーション審査）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が、2(4)の委託上限額を超える場合

エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第二次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を、メール及び書面により通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の第二次審査参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※第二次審査参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の氏名及び役職名等

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払については、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。